

四季草

春下  
二

73

6601

2



22  
6601  
2

春草卷下

五十一 夕法不のり

五十二 尻龜のり

五十三 逆類後のり

五十四 葛箬のり

五十五 柳の後のり

五十六 蛭蛇糸びのり

五十七 糸のり

五十八 猫のり

五十九 ゆがいの指を継のり

六十 きるのり 白定角

春下

昭和十九年四月五日  
三上麻吉

六十一 弦袋乃る子  
 六十二 くらり夫乃る子  
 六十三 石打の御矢乃る子  
 六十四 星傳羽乃る子  
 六十五 野矢乃る子  
 六十七 休乃夫乃る子  
 六十八 婦しづげ乃る子  
 六十九 雁俣乃名乃る子  
 七十 くらりはら乃事  
 七十一 的矢紙をぎ乃る子  
 七十二 九根乃る子

七十三 弭冠乃る子  
 七十四 的の始乃る子  
 七十五 的の大き乃る子  
 七十六 的の縁云重乃る子  
 七十七 大的く云乃る子  
 七十八 小的乃る子  
 七十九 其のく前乃る子  
 八十 八の曲節乃る子  
 八十一 云の乃る子  
 八十二 三く九四六云八の乃る子  
 八十三 笠懸始乃る子

八十四 笠置子承の何もの  
 八十五 大進物始の  
 八十六 大進物傳書の  
 八十七 竹橋并やの  
 八十八 弦をいづの  
 八十九 弦をいづの  
 九十 弦の上や下を  
 九十一 七や弦の  
 九十二 矢口う祭矢并の  
 九十三 百手の  
 九十四 奉射の

九十五 弓太郎の  
 九十六 弁あげおの  
 九十七 土俵うつ不の  
 九十八 小曲の裏子鬼の  
 九十九 矢保呂の  
 百 両家分別の

春草卷下

平貞丈述

五十一 春草のついで

わがしは春のついでに物ありて其をきくや梅子付くや  
後主様をうらむるもついでに梅のついでに物縁の  
を正用弁畧に載りて用ふるもふれうついでに物古書  
を名を名見えざる物ゆれ縁縁出所をいふは  
妾能くしる忠は書すうの不能根本にふゆはさるる  
不し付くもを梅れより前より一しを梅は  
あふおひるるもついでに梅のついでに物縁の  
かろ人見るも何れもさるるも人の子をさるるも



和ありしとき思ひ取用弁畧をくゞる元ころはれぬ矢箆  
い志代のみき物をして世化り出や物之日本紀の林代美  
秋原氏の花鳥狩情義經記吳本平家物語太平記延  
訓往来古今著聞集布衣記三議一統高忠守書よ  
とよええころ志ころ今世の志ころの子のありは古書  
志ころいころはゆきころきころある秋左子ころれを弁  
もころあり平家物語乃長門本子たる志ころ付ころ甲  
おころ志門のうたころ云云古今著聞集乃大坂小坂と  
ころゆえある強盗の棟梁ありけり畧小坂たる志ころり  
かおひころす<sup>真</sup>おころけひころあころいころきころ行ころり  
云ころ色ころいころ志ころいころ名のころえころめころれころ

何の子細と云ふはとも日本紀の林代抄子千筋五百筋乃  
鞆三矢箆也云云花鳥狩情義經記乃鞆三矢と入矢箆也云云是乃  
い鞆と云ふは矢箆と云ふは又布衣記乃志ころを身ひころ  
を拵畧と云ふは常をいころ志ひころきころは銘ふ云云是乃前乃  
いころ志ころのころを後乃様と書ころり又三議一統乃拵場  
乃佐の出立水干行拵と云ふ拵と云ふは志<sup>麻</sup>ころ存のころひの  
尾箆を身ふ云云是乃志ころやふころひのころを志ころい  
ころきころしころ金と考ころる乃鞆藤麻胡録等と云ふ  
ころ志ころ志ころいひころれ志ころい物い志ころ書ころ物  
乃惣名のころけりゆめれころ惣名と云ふは林代抄  
花鳥狩情義のころし鞆乃子ころ住新也んが乃子ころ

類乃似する物を以て類する詞也布衣記三儀一  
 統の... 尾篋庶胡録... 尾篋日物子...  
 ... 尾篋... 尾篋... 尾篋... 尾篋...  
 ... 尾篋... 尾篋... 尾篋... 尾篋...  
 ... 尾篋... 尾篋... 尾篋... 尾篋...  
 ... 尾篋... 尾篋... 尾篋... 尾篋...  
 ... 尾篋... 尾篋... 尾篋... 尾篋...  
 ... 尾篋... 尾篋... 尾篋... 尾篋...  
 ... 尾篋... 尾篋... 尾篋... 尾篋...  
 ... 尾篋... 尾篋... 尾篋... 尾篋...

や人の解き捨... 後竹尾篋巻...  
 ... 矢坪... 後胡録... 矢筋切付... 黒篋... 矢鶴... 鶴羽... 鶴本...  
 ... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢...  
 ... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢...  
 ... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢...  
 ... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢...  
 ... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢...  
 ... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢...  
 ... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢... 矢...





あつたおれを合を考へるも古名にひびく毒胡  
籬の一多きく文をよみ矢壺と書ぶきや矢菴尾菴  
と書く毒一羽を付てり元<sup>イ</sup>子ありんつ又た尻菴と  
古き物語に元々竹の筒を名りけり毒やふ  
ふれのごころこころもまよふ竹<sup>タヤシ</sup>矢<sup>ヤシ</sup>菴と  
書る或人の説も鷹の羽の末をさしとる志こしを  
いふもむせしとる例もを引られごころもあつる説  
日々用ひる

卒三 逆頼は後ろり

さう侍の後ろり大い後ろり面も鬼の顔とさうさしゆは  
彫り付るまも河<sup>カハ</sup>伯<sup>ハク</sup>面<sup>メン</sup>と云<sup>ヒ</sup>毗<sup>ヒ</sup>舎<sup>ヤ</sup>門<sup>モン</sup>大り像は常は前

の鬼面を仰り常は元と名付る物語もいともいとも大説の  
可<sup>カ</sup>用<sup>ヨウ</sup>もあつたれぬ大り後古書りも古毎りもあつた  
ごころ頼こ又一説もさうりゆりゆり小のまも也又狭のま  
形りうりりい葛こ白も首もさうりも他れるこころ大  
説もあり又一説もいさうりも素也素い白也うりり大  
形り白も後ろり後ろりの後ろりもさうりも大こころ  
等の説も皆推量り妄説之用もさうりゆり大庭州往來り  
い逆頼はとあり後照念院版<sup>冬平</sup>り装束扱子ハ逆頼  
り字と用ひれりゆりの装束扱子他身逆頼後と負  
りゆり元り又猪は熊後等ゆり元り猪はとあ  
るハ猪の毛はと色りこ是と猪のゆりゆり大熊

後とあるは無毛の毛皮を色くして之を是成無のやう  
 しくして後三年合戦の縁より通頼を獲て  
 武蔵を奪く縁より無毛の皮を剥き  
 毛をそぎてやうい毛をとりて  
 皮を一つおきさればさうして縁の果も物之本の成流り  
 しく白き物もあるす義経流の忠信は野合戦  
 より果もまた廿六尺片程の皮を脱ぐ物思  
 うらうらうと装束のりまらうらうと  
 ありしにこれ果草を二寸も物は一寸もたれ  
 して程も五枚賣りた免しるるもの  
 といふ尺九寸もある玉簾の皮は  
 五尺の皮はのき

やうと装束のりまらうらうと  
 ありしにこれ果草を二寸も物は一寸もたれ  
 して程も五枚賣りた免しるるもの  
 といふ尺九寸もある玉簾の皮は  
 五尺の皮はのき

九尺の鹿子黒羽を多くを脱ぐ。矢のやうき、白竹を  
 やうと装束のりまらうらうと  
 ありしにこれ果草を二寸も物は一寸もたれ  
 して程も五枚賣りた免しるるもの  
 といふ尺九寸もある玉簾の皮は  
 五尺の皮はのき

ざらに取ってうらうらうと  
 ありしにこれ果草を二寸も物は一寸もたれ  
 して程も五枚賣りた免しるるもの  
 といふ尺九寸もある玉簾の皮は  
 五尺の皮はのき

ざらに取ってうらうらうと  
 ありしにこれ果草を二寸も物は一寸もたれ  
 して程も五枚賣りた免しるるもの  
 といふ尺九寸もある玉簾の皮は  
 五尺の皮はのき

ざらに取ってうらうらうと  
 ありしにこれ果草を二寸も物は一寸もたれ  
 して程も五枚賣りた免しるるもの  
 といふ尺九寸もある玉簾の皮は  
 五尺の皮はのき



革一條長四尺  
廣五寸~~~~元~~~~此より依く考ふるも悪草  
よす組く漆をく好く草は緒を付くる物之悪草  
はは~~~~云まる~~~~一恆を信ふも繩の代りも用  
物之信~~~~ふら~~~~もあぞも平わらり云田舎ま~~~~ふ  
ら~~~~り云

### 五十五 折蓆の事

折蓆主傳光信が画一職人尋稻倉の蓆の中は蓆  
他りの蓆より元より~~~~細コシあ~~~~元タがれらるる  
大蓆を~~~~一折行季を組む~~~~蒲ヤナギ柳カヤの~~~~  
組~~~~物~~~~も~~~~り~~~~し~~~~た~~~~折カあり~~~~し~~~~枝エを~~~~束  
まる~~~~編~~~~く~~~~行季ハツキを~~~~て~~~~之~~~~

### 五十六 蜻蛉蓆コシカウの事

近世蜻蛉蓆と云物あり~~~~を制る鉄片は~~~~りあき  
蓆の布~~~~を~~~~他~~~~す~~~~及~~~~子~~~~を~~~~草クサを~~~~束~~~~し~~~~上  
のラ標本を~~~~し~~~~こ~~~~標本ハを~~~~科カ蓆カを~~~~束~~~~つ~~~~れ~~~~る~~~~細  
きホなホきを母ホ貫ハと~~~~し~~~~糸~~~~を~~~~ひ~~~~く~~~~の~~~~蓆~~~~を~~~~あ~~~~こ~~~~て~~~~  
無ホき~~~~は~~~~り~~~~る~~~~母ホ衣ホ骨ホ~~~~は~~~~是コなるを~~~~無ホのホ料コの  
標ハのホ不ホみホぬホり根ホ子ホ大ホ子ホ蜻ホ蛉ホを~~~~作~~~~く~~~~付~~~~く~~~~蜻ホ蛉ホの  
羽ホ~~~~と~~~~い~~~~め~~~~は~~~~す~~~~り~~~~仰~~~~り~~~~穴ホを~~~~多~~~~く~~~~あ~~~~け~~~~く~~~~こ~~~~の~~~~穴ホも~~~~夫  
を~~~~し~~~~夫ホの根ホも~~~~下ホの~~~~蓆ホも~~~~も~~~~を~~~~母ホ衣ホ骨ホ~~~~を~~~~後~~~~を~~~~  
恙ホ常~~~~り~~~~る~~~~品ホ之~~~~此ホ物ホ大ホ塔ホのホ宮ホの用ホひホひ~~~~一~~~~物ホも  
て和ホぬ三ホ編ホ四ホ科ホのホ科ホ床ホ子ホ細ホまホれる~~~~也~~~~止ホせ~~~~く~~~~

はくしと云へり或人の説は此物は大塔宮の物と云ふ  
も先年熊沢治良と云者作りて三編の社へ奉  
納し物と云へり又大塔宮の像ありしと云ふ  
は後有ぬひ一益像ありあり按するは右の後偏化物之  
跡於後といふ物古書より考へても物之且石を母衣  
骨より考へても此世の物より考へても古代の物と云ふ之又後  
乃上より不不祿と作りしは其の旨のまゝ中より有るがれ  
は不ろ不ぬ用と云ふは旨のまゝ中より有るがれ  
夫を考へても其の如くは之を不使と云ふは其の如く  
之大塔宮の用ぬひ一真物と云ふは其の如くは其の如く  
物用多しは況や后人の偽作物何の用と云ふ

物と云ふは物と作し出さるる人をも考へては其の如く  
物と云ふは物と作し出さるる人をも考へては其の如く  
物と云ふは物と作し出さるる人をも考へては其の如く  
物と云ふは物と作し出さるる人をも考へては其の如く

五十七 鞞コナのり

日本紀神代卷子天照大神千箭鞞チヤイハ五百箭鞞イハと有ひ  
ぬひしりしと云へり古事記子千入鞞チヤイハ五百入鞞イハと有  
るも同しりしと云へり又金鞞コナ歩鞞カキ天磐鞞アマノイハと有ひ日本紀子見  
元と云へり又革鞞カハ姫鞞ヒメ蒲鞞ヤサキと有ひ近世式子と云へり鞞  
も夫と考へるも有る是之鞞の形は軍器考に於て  
は之と云へり鞞の字も其の如くは其の如くは其の如く  
は胡鞞の形也と云へり物と云へり古書は胡鞞の

るを鞆に書くは、是日、新の物あらはるる  
一 左右兼門佐と鞆負佐と云ひ神社勅勘ある所を  
省督長鞆と云ふ社を並ぶるは、胡公録の事を鞆  
といひしるあり

五十八 鞆の事

鞆は形丸くして中、空虚之鞆のごとく革にて縫  
拵りしる物之伊勢の神宝、麻のはまを他、常子村  
手拵用と鞆を無の皮と云ふも、延喜式にも元  
多し古の鞆張と云ふ工人ありて他、  
年の元は、後世統へるも、  
宝の鞆、木と云ふ他、  
銀粉と云ふも、

鞆張は、後日本  
紀天平傍宝口

元の紋と云ふ。物之古代、麻のはまを他、胡粉をぬり  
白くして墨にて文画き、由延喜式にも元、古  
今を割りり、鞆の事、吉部秘訓抄にも元と  
り軍器考に異式あり、我、古代、  
鞆を結付くは、之、是、弦と云ふ腕をさぐるを防  
ぐるの役也、鞆もつる、あ、れ、  
集り、鞆の事、  
お、ま、  
年二條、  
書、  
弓、

神よりも精よりひやうもさうふらうに侍侍るづいけがけ  
頼ふと侍らうう侍るやう此比をさる人さるあき  
さやうとえうう真治の比既子頼侍るう侍るやう知  
人ぬきぬう侍るたう今世子知る人あきいさう  
もく之頼るもさうと古うういふんぬいひし之  
日本能子とえうう頼るもさうと土子いふもさうと日本  
もさう他ううもさう之和名叔子蔣新切韻を引く跋在臂  
避弦具也うういふ文子援う跋音早和名止毛と伴う  
う頼とう菴平のううう後の子うううの候もさう  
い皆保るう用るううあうれ  
平九ゆけの侍と頼るうう

古天照大神龍神と我ひひひい侍新侍さうい川  
まう侍侍を侍侍るれぬひい帝新天の謀をい  
ゆけと化んうううめあぬ今の子ううい案  
のゆけい必指す別の草さうう侍るううあま之  
説めう用るううあうれと妾説之新侍り帝新天の  
佛子の寓言ううと母老うう実子あるううあう形  
遊もさうれが我ぬうういふうはく在るうういさう  
うゆ之案はゆけ侍を別う草まううううい本式ま  
あうはゆけ侍侍つうううう累儀之う忠なり出子形相  
大將の侍時富士の侍侍の時うう侍るやうううい  
うう大ゆひうういゆひの草子弦つううあううう



子ぶ水たし... 根木... 今... 始... 根木... 草... 始... 根木... 草... 始... 根木... 草... 始...

六十 ぎんがののり 付定角

此... 宗... 宗... 宗... 宗...

形丸く... 宗... 宗... 宗... 宗...



ケタニ 切刀

富民部... 陣... 是... 城... 本... 矢...

望しる事なる形も下し木をく作ししるものありし  
 北条五代花子に元くる木をく作りしる物の種兵を  
 用ふしまさん乃ち用ふる付括の用意もする也  
 又宗冬結付下し三角の形も下し古き物  
 形も右の木梅も四角も下し形もありし  
 もの先いさうもさけしよゆし

六十一 弦袋のりり

弦袋のりり世継子綿まが織物に下し小児の腰に  
 有る也袋のりり四角の形も袋を縫く弦をみり  
 古割のりり遠ありしと古割のりり下しものもあ  
 りありし比皆一極ありし用ふるりありし弦袋

下し即弦巻のりり木名に弦巻のりり弦袋のりり俗名に袋  
 のりり維化のりり物ありし推考のりり織物ありし  
 袋を縫く用ふるり下し袋のりり下し縫く物  
 のりり袋のりり下しありし類聚新要抄に元くる  
 尺袋のりり木名に紫檀の木も下し作しる物も下し昔あり  
 又尺袋のりり下しありし尺と納め無折のりり尺袋のりり下し調ふ  
 りありしもの納め無折のりり柳も尺袋のりり下し下し下し  
 餅を入る菴を餅袋のりり下し下し物も納め無  
 物も尺袋のりり名付るりありし弦袋のりり弦を巻く納め無  
 物も下し下し下し古のりり弦袋のりり四角のりり形もあ  
 り下し下し下し下し原年盛表花子に元くるものも下し長

谷部信連(ハッタ)合戦の条は強袋々々の後の内侍所(ナヘ)の所  
(トコロ)にありしに、これより衛府(イノウ)の浅宮(スサノ)が連(ツグ)を地下(チカ)に  
して奉(ムコ)ひて強袋(ツグ)をくれりて、人の心(ココロ)はあはれざるべし、さればこそ  
内侍所(ナヘ)の所(トコロ)にありしを、當流(ツグ)に強袋(ツグ)を強(ツグ)ふ左右(サダヨウ)兵  
衛尉(イノウ)赤(アカ)は尤(トモ)大(オホ)南門(ナノカド)尉(イノウ)藍(アイ)草(クサ)にまじりて、侍(ムコ)ひのあや  
知(チ)る國王(クニノミカド)の所(トコロ)宝(タカラ)ありければ、非(ヒ)分(マカ)れ難(ガタ)きものなり、すまじき事  
事(コト)に信連(ハッタ)がいはりしを、これより内侍所(ナヘ)の所(トコロ)に天子(テンノ)の所(トコロ)  
室(ムロ)乃(ヒト)鏡(カガミ)の鏡(カガミ)の丸(マル)き物(モノ)は強袋(ツグ)の丸(マル)き物(モノ)にこれに強袋(ツグ)の  
内侍所(ナヘ)の所(トコロ)鏡(カガミ)の丸(マル)き物(モノ)にこれに強袋(ツグ)の丸(マル)き物(モノ)にこれに強袋(ツグ)  
丸(マル)き物(モノ)にこれに強袋(ツグ)の丸(マル)き物(モノ)にこれに強袋(ツグ)の丸(マル)き物(モノ)にこれに強袋(ツグ)  
丸(マル)き物(モノ)にこれに強袋(ツグ)の丸(マル)き物(モノ)にこれに強袋(ツグ)の丸(マル)き物(モノ)にこれに強袋(ツグ)  
丸(マル)き物(モノ)にこれに強袋(ツグ)の丸(マル)き物(モノ)にこれに強袋(ツグ)の丸(マル)き物(モノ)にこれに強袋(ツグ)  
丸(マル)き物(モノ)にこれに強袋(ツグ)の丸(マル)き物(モノ)にこれに強袋(ツグ)の丸(マル)き物(モノ)にこれに強袋(ツグ)  
丸(マル)き物(モノ)にこれに強袋(ツグ)の丸(マル)き物(モノ)にこれに強袋(ツグ)の丸(マル)き物(モノ)にこれに強袋(ツグ)

春下

十六





れをきやくし羽を付くる之付手方古傳書に野夫  
かこし一板法式に元也中らあれは此古より之法を  
かかぬぞ一物に小をてこ物とする物なるも麻夫の  
るを野夫の六制他の法式もあく野の廣く限り  
も羽きよたて又いやめくる心も野夫といふ  
ふ一南家法集に三儀一統所傳場の所傳の條に六  
羽成るし出入を水干の條にすて傳をきよ麻夫の  
志こそ有て止夫も四目をきよま下一羽にころをきこ  
るにおひしし物に元入り羽にころをきこころは  
目のころをきこふもあらず麻夫の條にす野夫のころを  
四目をころをきこむも物に元入りし物にころをきこる忠

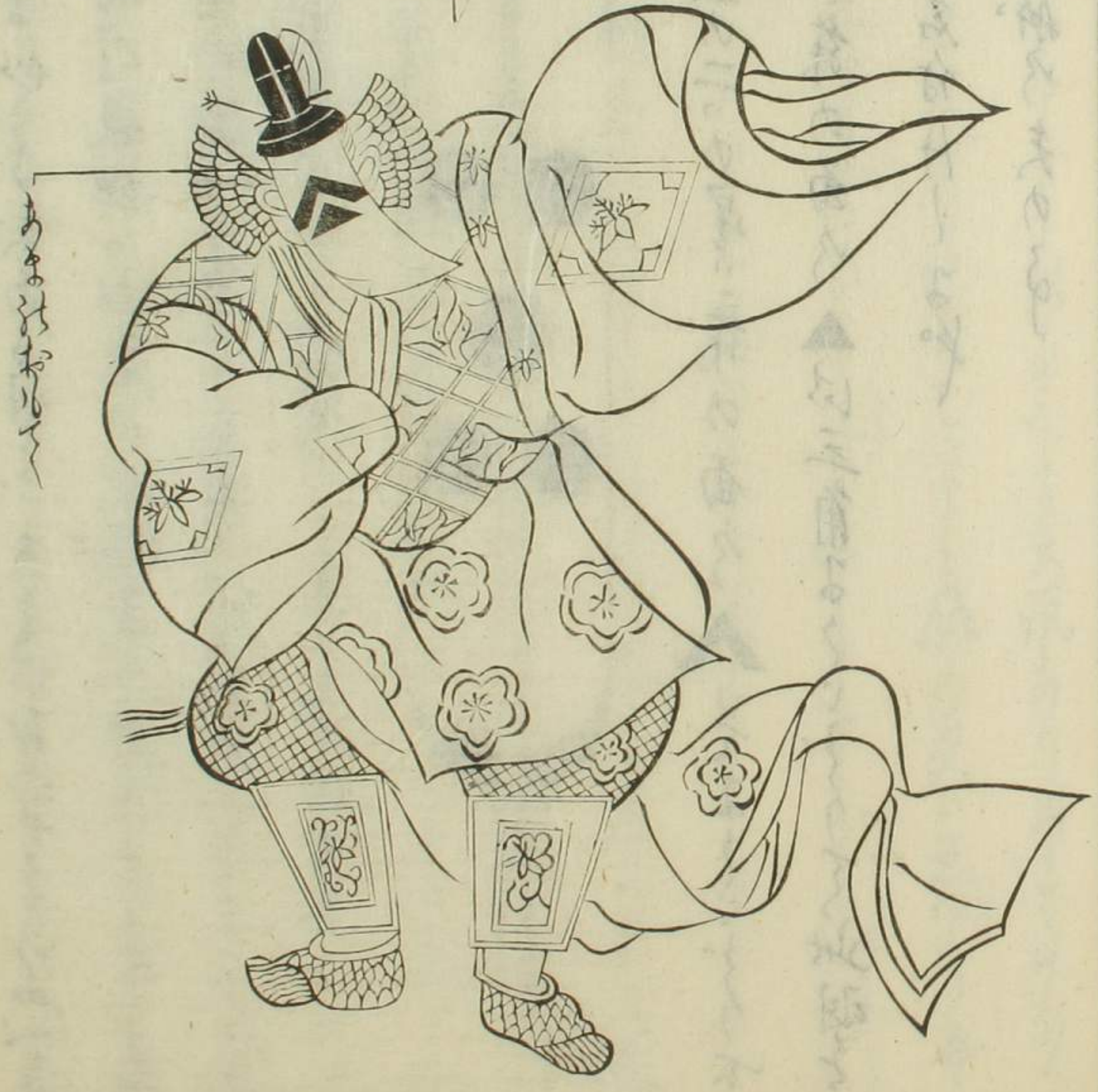
少書にありしころをきこる羽のそしころをきこる  
も垂るし羽に野夫に何羽を用るころをきこる定式にもあらず  
相子にありし物なるも羽の條にするし及てころをきこる  
平盛裏記に猿皮のころをきこる夫もあらずしころをきこる  
昔我物にすまふもあらずしころをきこる竹枝又羽の条に白子を  
たいしころをきこるしころをきこる夫又ころをきこるしころをきこる  
しころをきこるしころをきこるははのころをきこるしころをきこる  
野夫にころをきこる白鹿の狂夫のころをきこるしころをきこる  
元正に日梅方少のころをきこるしころをきこる

六十六 ありし面り羽のころ

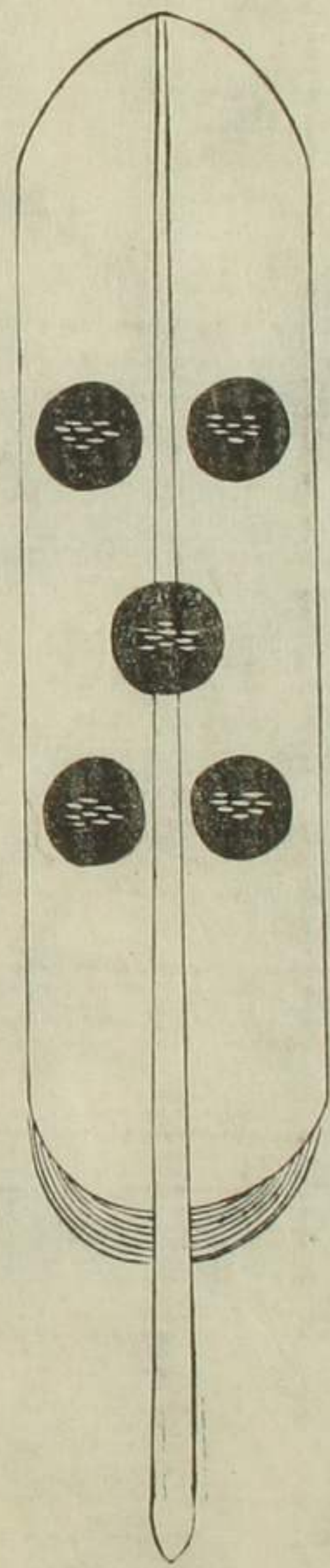
ありし面り羽のころをきこるしころをきこる夫のころをきこる平家物語の長門  
本に平記にありし元入りし世に羽の條にありしありし

一よあまのついでに羽も見えぬわづらわれぬあまのついでに  
 ては~~~~何れも非なる空~~~~  
 予がな山園後羽がいか~~~~  
 くは舞の面も似~~~~  
 面は紙を書くと~~~~  
 の後あ麻の舞の縁を~~~~  
 の紙を書くと~~~~  
 縁を~~~~  
 松人の面も~~~~  
 のお~~~~  
 麻の舞の面も~~~~

安麻乃舞



右の雉の面は似たる矢ある羽をよあまおとして〜  
 うやが子子蟻川親興が松前の人蛭夷エッ一層り〜  
 り〜あまお面り羽をえ〜  
 左の待宗のぶ〜  
 松前の人あまおおと〜云習〜  
 由縁〜



右の羽りウ上上の二の星の雉の面々  
 ▲は三角より〜  
 下り三の星ハ雉の面々  
 ▲は三角より〜  
 此羽を  
 安麻々面々名付け〜

六十七 雉の矢のり

後方雉の矢を中〜  
 矢の頭〜  
 羽の先〜  
 用るも〜  
 田舎人〜  
 雉の矢を〜  
 用ざる〜  
 内先〜  
 雉の矢を〜  
 用ざる〜  
 雉の矢を〜  
 用ざる〜  
 雉の矢を〜  
 用ざる〜



ますこもいかに秘するに似たるか  
またやまに見せしむる軍中の用ひ  
に軍中数万人の人数ありしを  
秘する

二十六 予に於て

予に於て唯夫莫くして予に於て  
予に於て唯夫莫くして予に於て  
予に於て唯夫莫くして予に於て  
予に於て唯夫莫くして予に於て  
予に於て唯夫莫くして予に於て  
予に於て唯夫莫くして予に於て  
予に於て唯夫莫くして予に於て  
予に於て唯夫莫くして予に於て  
予に於て唯夫莫くして予に於て  
予に於て唯夫莫くして予に於て

本末に於ては秘するに似たるか  
またやまに見せしむる軍中の用ひ  
に軍中数万人の人数ありしを  
秘する

二十九 雁保の名の事

雁保と名つらるる雁の足が橋の事  
は秘するに似たるか  
またやまに見せしむる軍中の用ひ  
に軍中数万人の人数ありしを  
秘する



的矢ハ紙をぎき布式之と云流あり用さるるやかくれまは秘  
子角矢もねせしむるがよん矢さうするはむいゝかいは  
え流木のあまのこよひにまゝなるてまを秘けりかはり  
のうらゝし白をさるるもさるるあけのなまも用さる可い  
うはつ六月上用せむるはるるなむく二無く土用よめい  
れが本のいゝ先をびんびんくえくゝ的矢のうは  
ぎき布式をれりよあけりるもあけりその代り紙を  
いゝまゝのほのこしは皮白に物ある者もさるる紙  
をもつまゝ布式よめい

七十一 丸根のしり

この忠けり虫子征矢じしり中丸根丸根本之と云え

いゝ丸根を云ハ飯尾の如くも真中もあつたては物あつた  
所を丸くさるる杖入之是ら後矢をさるるやまは  
いゝまゝのせもいゝまゝのせもさるるいゝまゝ  
るあつ丸根を用ゝ之近世丸根と云  
る并つて先子刃を付くる物あり是ら昔の丸根を  
ず新作物と



七十三 弭冠のしり

弭ハダはあつてゆきさるははるゝて筆まゝに感をぬひて  
乃ししりさるる物あり是ら新切皇后の二種と  
征伐者みんしり流紫子さるるのれしり懐格も在  
りしり伝子所産系儀しりさるるしり所さるる弭と

後戸より一入世活はれは所着の糸をりつり征伐  
の後花世あへ帰るもあひく所居何りこまは子か鹿  
非て皇即八幡文の所よりこの後戸下所より海をき  
一入あひて我るこりて海冠を戴るこも云説ありま  
妻説に目よりあられ日本純皇太后所用指の中り  
バ石を取く所海より一はさるる形ありあひりあり  
てゆ〜八日世あま〜と書れぬと作れ〜と説き  
石今子伊都縣イドノエカマの道より遠くよあると申〜と云〜  
戸より海より一入あひ〜と正史実録の書〜と云〜  
るりあり海冠の何の故事也〜と云〜  
五ノ五子ぬま子て海の里れ扱き〜と云〜

〜何者〜  
龍の頭を化し龍の足海をひるや〜と云〜  
海皮〜名存〜と判化を極秘傳〜と云〜  
〜と云〜古書〜と云〜若之用事  
あり

七十四 的り姑の事

仁徳天皇所宇十二年高麗國より織オリの的を  
奉り〜内務人貫イナノクニ〜と云〜  
宿称ハクネこれを名貫イナノクニ〜と云〜日本純皇ニッポンノミコ〜と云〜  
我國より的の始〜と云〜  
既子〜と云〜



中壬辰大付の録法を定むる録本布を後外院  
子中布裁端中院子中布裁端内院子中  
布裁端と云ふ録の多岐を之候も其の録  
るに元より布裁端の差別院字の玉篇は胡官切  
音クハントヨムナリ周垣也と云ふれは揮やめり  
じく的小編を函く由外院中院内院と云ふ内表  
式ガイキ外規次規内規ガイキ規ガイキふんまじり録ガイキ編  
と函く是れ之内院内規ガイキと云ふ此の意之中院亦  
規ガイキ二の意之外院外規ガイキと云ふ此の意之院ガイキ規ガイキ初ガイキの  
い録ガイキも同ガイキ子ガイキ之ガイキ云ガイキ子ガイキ編ガイキを函く子ガイキ録ガイキ多  
少と云候ガイキ子ガイキ録ガイキはガイキ中ガイキ古ガイキ以来ガイキ此ガイキ子ガイキ録ガイキ

録と云候ガイキ子ガイキ録ガイキはガイキ目的ガイキの録ガイキと云ガイキ子ガイキ函ガイキくガイキ  
後子唯的ガイキの面ガイキのガイキと云ガイキ子ガイキ録ガイキはガイキ目的ガイキの録ガイキ  
子ガイキ此ガイキ録ガイキはガイキ目的ガイキの録ガイキと云ガイキ子ガイキ録ガイキはガイキ目的ガイキの録ガイキ  
一系ガイキと云ガイキ子ガイキ録ガイキはガイキ目的ガイキの録ガイキと云ガイキ子ガイキ録ガイキはガイキ目的ガイキの録ガイキ  
院中院内院外規次規内規ガイキと云ガイキ子ガイキ録ガイキはガイキ目的ガイキの録ガイキ  
是れガイキ之ガイキの録ガイキと云ガイキ子ガイキ録ガイキはガイキ目的ガイキの録ガイキ  
七十七 大的ガイキと云ガイキ子ガイキ録ガイキはガイキ目的ガイキの録ガイキ  
る法秘書ガイキ子ガイキ録ガイキはガイキ目的ガイキの録ガイキと云ガイキ子ガイキ録ガイキはガイキ目的ガイキの録ガイキ  
一法的ガイキと云ガイキ子ガイキ録ガイキはガイキ目的ガイキの録ガイキと云ガイキ子ガイキ録ガイキはガイキ目的ガイキの録ガイキ  
尤ガイキるガイキ子ガイキ録ガイキはガイキ目的ガイキの録ガイキと云ガイキ子ガイキ録ガイキはガイキ目的ガイキの録ガイキ  
すガイキ子ガイキ録ガイキはガイキ目的ガイキの録ガイキと云ガイキ子ガイキ録ガイキはガイキ目的ガイキの録ガイキ

ひまわり〜〜〜はるかなる大のり〜〜〜大のり  
〜〜〜のり〜〜〜のり〜〜〜のり〜〜〜のり  
のり〜〜〜のり〜〜〜のり〜〜〜のり〜〜〜のり  
〜〜〜のり〜〜〜のり〜〜〜のり〜〜〜のり

七十八 小的のり

小的のり〜〜〜のり〜〜〜のり〜〜〜のり〜〜〜のり  
のり〜〜〜のり〜〜〜のり〜〜〜のり〜〜〜のり  
〜〜〜のり〜〜〜のり〜〜〜のり〜〜〜のり  
〜〜〜のり〜〜〜のり〜〜〜のり〜〜〜のり

七十九 小的のり

小的のり〜〜〜のり〜〜〜のり〜〜〜のり〜〜〜のり  
のり〜〜〜のり〜〜〜のり〜〜〜のり〜〜〜のり  
〜〜〜のり〜〜〜のり〜〜〜のり〜〜〜のり  
〜〜〜のり〜〜〜のり〜〜〜のり〜〜〜のり

八十 八的の曲節のり

八的のり〜〜〜のり〜〜〜のり〜〜〜のり〜〜〜のり  
のり〜〜〜のり〜〜〜のり〜〜〜のり〜〜〜のり  
〜〜〜のり〜〜〜のり〜〜〜のり〜〜〜のり  
〜〜〜のり〜〜〜のり〜〜〜のり〜〜〜のり

きし古物活のや種ありてはまよひ所りては十町よ  
る物をやへり一町をのける物な名付八町を的とす  
る物な名付一の名付るとも公々取上人の目ざ  
りては別の名にこの物な名付るては十町をのける  
ては名付るはまよひのむすはしるはしるのては  
だもては見えたり騎馬あるては名付る  
此もよむ世八的を名付るては一の針二の  
かひ二三等本はさすは花ふし五見が六のきしは四  
半八の端をよむ物種ありて一響とては針とよむ的のた  
へはまよひのては二響とては一のきしはよむ的のた  
るありては一の針を退きしは二響の本はさすをよむ

八的の騎馬のては下り  
こも九の所よきあり



も大なるては一の針を退きしは四響の花ふし  
をよむ大なるては一の針を退きしは五響の見が  
するては一の針を退きしは六のきしはよむ  
響のきしをよむては一の針を退きしは  
びらうては一の針を退きしは  
進むては一の針を退きしは  
響のきしをよむては一の針を退きしは  
大秘伝のては一の針を退きしは  
茶も揚子雀小のきしは頂蓋小串之守る茶鹿角  
物も揚子雀小のきしは頂蓋小串之守る茶鹿角  
るあるては一の針を退きしは



るせむせむのよりの揚子より下流ハ的なるを異く云  
る等のたゞ曲ハ載るものなり此節ハ林の如くありて  
〜ハの揚子より下流ハ的以上なり何れも〜ハの  
七一ハあるものあるもの等の曲節〜ハの〜ハの  
ハ的一なるはよきものなり〜ハの〜ハの曲節ハ二  
揚子より下流ハ的なるは其を合符とす〜ハの  
〜ハ的の〜ハの〜ハの心符ありぬ〜ハの  
形を變化し出せし秘の〜ハの〜ハの  
〜ハ的の〜ハ的の〜ハ的の〜ハ的の〜ハ的の

八十一 二的のり

る忠の〜ハ的の〜ハ的の〜ハ的の〜ハ的の〜ハ的の

的の〜ハ的の〜ハ的の〜ハ的の〜ハ的の 安貞二  
年十月廿二日将軍亦由比庸子出流ハ流儀なるあり相  
模四郎五郎小五郎武田六郎小笠原六郎之庸  
又各手以下出流〜ハ的の〜ハ的の〜ハ的の〜ハ的の  
各手〜ハ的の〜ハ的の〜ハ的の〜ハ的の〜ハ的の  
〜ハ的の〜ハ的の〜ハ的の〜ハ的の〜ハ的の

八十二 三三九四六云ハ的のり

流儀馬次子ハ 小笠原氏ハ永享八年八月元 流儀可任由作出流  
之由と先可任之由作り物なり〜ハ的の〜ハ的の〜ハ的の  
これれは〜ハ的の〜ハ的の〜ハ的の〜ハ的の〜ハ的の  
〜ハ的の〜ハ的の〜ハ的の〜ハ的の〜ハ的の 浦上ハ  
〜ハ的の〜ハ的の〜ハ的の〜ハ的の〜ハ的の 越前守運所持民部少

浦尚書書云云云丸の的の寸九寸申の長云云丸の的の寸九寸  
申の長云云丸の的の寸九寸申の長云云丸の的の寸九寸申の長云云  
丸の的の寸九寸申の長云云丸の的の寸九寸申の長云云丸の的の寸九寸申の長云云  
丸の的の寸九寸申の長云云丸の的の寸九寸申の長云云丸の的の寸九寸申の長云云  
丸の的の寸九寸申の長云云丸の的の寸九寸申の長云云丸の的の寸九寸申の長云云  
丸の的の寸九寸申の長云云丸の的の寸九寸申の長云云丸の的の寸九寸申の長云云  
丸の的の寸九寸申の長云云丸の的の寸九寸申の長云云丸の的の寸九寸申の長云云  
丸の的の寸九寸申の長云云丸の的の寸九寸申の長云云丸の的の寸九寸申の長云云  
丸の的の寸九寸申の長云云丸の的の寸九寸申の長云云丸の的の寸九寸申の長云云  
丸の的の寸九寸申の長云云丸の的の寸九寸申の長云云丸の的の寸九寸申の長云云

八十三 美濃始の事

室町殿の代子花云云美濃の古伝書云云何事の  
美濃の頼朝の代子始云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云  
信元年二月八日加波多河原云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云  
孫美濃の事云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云

一年云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云  
代子始云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云  
才女式を改め字云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云  
時美濃始云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云

八十四 美濃子系の事

美濃子系云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云  
美濃子系云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云  
美濃子系云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云  
美濃子系云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云  
美濃子系云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云  
美濃子系云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云  
美濃子系云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云  
美濃子系云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云  
美濃子系云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云  
美濃子系云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云



功皇后の御書  
一 御書の門  
二 御書の門  
三 御書の門  
四 御書の門  
五 御書の門  
六 御書の門  
七 御書の門  
八 御書の門  
九 御書の門  
十 御書の門  
十一 御書の門  
十二 御書の門  
十三 御書の門  
十四 御書の門  
十五 御書の門  
十六 御書の門  
十七 御書の門  
十八 御書の門  
十九 御書の門  
二十 御書の門

御書  
一 御書の門  
二 御書の門  
三 御書の門  
四 御書の門  
五 御書の門  
六 御書の門  
七 御書の門  
八 御書の門  
九 御書の門  
十 御書の門  
十一 御書の門  
十二 御書の門  
十三 御書の門  
十四 御書の門  
十五 御書の門  
十六 御書の門  
十七 御書の門  
十八 御書の門  
十九 御書の門  
二十 御書の門

八十六 大退物御書の事

大退物御書の事  
一 御書の門  
二 御書の門  
三 御書の門  
四 御書の門  
五 御書の門  
六 御書の門  
七 御書の門  
八 御書の門  
九 御書の門  
十 御書の門  
十一 御書の門  
十二 御書の門  
十三 御書の門  
十四 御書の門  
十五 御書の門  
十六 御書の門  
十七 御書の門  
十八 御書の門  
十九 御書の門  
二十 御書の門

子とて當は薩摩守光久が官命よりて強行  
せし大退物所覽記を奉りて之を當侍氏の家  
屋の手振見唄と勤一若くは名を悪く頼朝の  
時より傳の名を書替へて始終の式に所覽記の語  
を用ひて入りて坊の砂まゝの事い所覽記の事  
えざる形傳の事説も亦入りて其の人をまゝと  
まゝの事罪難くは女子あり當侍家より大退  
物の儀念の所所の大退物とて彼女子お侍と  
まゝ入りての正保四年の所覽記の事とて都を  
えりて室所取つ比形は甚一太退物といふ事  
ありて一家の風儀あり

右より其書見付れ記  
い大に慶元日記とて

頼朝時代より日記とて享保年中加藤仙庵元の名は須  
磨不音とて長人若くは傳とて事あり又藤九郎  
盛長記も右同人  
の修也

八十七 行儀并屋々拍子りり

天竺大國波斯匿王の太子斑且太子母ハ悉曇山  
乃亦化して王の后とてある故に太子生れて母  
子似く是斑ありて斑且太子とて名づくは  
也といふ事あるは太麻呂流とて行儀と  
化して在たぬは若くは學びて日本子とて判  
ていふ説ありて是佛説とていふ事化降令  
とて若く用ひてありて是國の行儀とて始  
知也大空衣光とて衣直令正式とて代宗

往持桑果此百集集傳名抄等子と云々たる物  
ありて上古よりありし物ありと云々知ざし世  
行傳ありしを此と云々書す  
二十四年八月十五日  
此書乃桑子齊水  
ハ坐京備ちち持此判りありて桑書りありし持此の  
書り後人傳承果と云々しんを加草りしと云々此の始  
行傳乃前編乃中し下子袋なり付しと云々傳  
しと傳承なりしと云々此を也たし拍子と云々  
此をりて或書りは云々し拍子雜らぬ秘伝  
と云々よしと云々たし持する子室所存の代  
り此をりて此をり古傳書り行傳のりしと云々  
へ此と書りしと云々多しと云々元ありし秘伝と云々  
たし拍子のりし一言は向りし元は又流傳する

坐盤大退物持ありし行傳ををくたやと云々拍子と  
云々の何まの付藝する藝する首々入用と云々  
ありし手方と云々やと云々びやと云々し物を用るる  
実ハあきと云々此手方と云々右は乃前編の如し  
下子引目と云々宛と云々半紙を付與しと云々引目  
を持りて與るにありし引目と云々めを付するはりし  
此乃大し拍子の如しある物之用るるありし何の  
子何よりと云々やと云々拍子と云々妻化しと云々し用  
りし物と云々秘伝口傳しと云々はりし可矣又  
一況と云々しと云々此の非之非るし行傳の如  
くもあるるを云々たしと云々しと云々しと云々此

やふと免美無やいふとくは持るかけらへいけいど  
切るふいゝ思は書まの古侍書いふよゝゝんれど  
みおれをな〜いひ〜い〜い〜い〜い何せの書い  
よ〜いど出所いふめい〜い〜い〜い用とら  
あ〜い

八十八 弦きいどのも

弓は弦締りききぬをつるぎぬ〜云本名  
いけ〜い〜い〜い〜い小笠原光長〜元国本池  
国本義徳也 ぎよつるさ〜い〜い〜い節用  
集子割出<sup>サイデ</sup>カ<sup>イ</sup>二子を年〜布切〜い〜い〜い布  
き〜い〜い〜い〜い裁き〜い〜い〜い〜い〜い

い〜い割出也 <sup>サイデ</sup>通スルナリ

八十九 弦ききい〜い〜い

弦と他るを弦きき〜い〜い〜い〜い海〜い〜い下祖カ  
畧語あり後〜い〜い〜い〜い〜い〜い〜い〜い  
平家物語の玉門本子<sup>コレ</sup>性<sup>コレ</sup>能<sup>コレ</sup>い〜い〜い〜い〜い〜い  
〜い<sup>ヒキ</sup>柄<sup>ヒキ</sup>の<sup>ヒキ</sup>座<sup>ヒキ</sup>系<sup>ヒキ</sup>打<sup>ヒキ</sup>〜い〜い〜い〜い〜い〜い〜い  
〜い〜い〜い〜い〜い〜い〜い〜い〜い〜い〜い〜い  
〜い〜い〜い〜い〜い〜い〜い〜い〜い〜い〜い〜い

九十 弦の上きと下きとの

弦の上きと下きと中きとむ〜い〜い〜い〜い〜い〜い〜い  
乃他りも〜い〜い〜い〜い〜い〜い〜い〜い〜い〜い〜い





食ふなり又せしむるなりとて多くは人々も食ふなりと  
あり矢開くは獲物なり肉を店へしてわ  
づらん食つたりするなりを何れもは能法故  
実あるなりなり東鑑なりと云ふなりおとあき人  
物なりねども初て多きなり付するはなり物なり准  
して夫口なり多なり夫并をせしむるなり

九十三 百手のなりなり

百手のなりなり總念代なりありなり一なり本鑑  
なりと云ふなり室所なり比始なり一なり平なり代の古傳書  
なりなりと云ふなりとれなり始なり一なり年月なりなり  
元す總念なり、本念法なりが庭川傳来なり百手の達

若<sup>シ</sup>完<sup>キヤウ</sup>素<sup>ソ</sup>上手なりとありとてなり百手のなりなり  
と思ふなりなり百手の達者なりと云ふなり百手のなりなり  
なりなり一なり百手のなりなり一なりなりなりなりなり  
若<sup>シ</sup>不<sup>フ</sup>達<sup>ダツ</sup>者なりなりなりなりなりなりなりなりなりなり  
なりなりなり下<sup>ノ</sup>の完<sup>キヤウ</sup>素<sup>ソ</sup>上手なりなりなりなりなりなり  
なりなりなりなりなりなりなりなりなりなりなりなりなり  
なりなりなりなりなりなりなりなりなりなりなりなりなり

九十四 奉<sup>ホウ</sup>付<sup>ツキ</sup>なりなり

を世<sup>ノ</sup>の流<sup>リウ</sup>子<sup>シ</sup>奉<sup>ホウ</sup>付<sup>ツキ</sup>のなりなりなりなりなりなりなりなり  
式<sup>シキ</sup>正<sup>テイ</sup>の流<sup>リウ</sup>ことなりなりなりなりなりなりなりなりなり  
なりなりなりなりなりなりなりなりなりなりなりなりなり

伯母の事を<sup>ブシヤ</sup>安<sup>ヤ</sup>母と云はるるなりと云ふ事<sup>シ</sup>に  
盆大返物もどり給<sup>シ</sup>母に針<sup>シ</sup>と云ふ母と云ふ事<sup>シ</sup>  
非<sup>シ</sup>も母大返物<sup>シ</sup>母に針<sup>シ</sup>と云ふ母に奉<sup>シ</sup>母<sup>シ</sup>  
いふ式の大返物<sup>シ</sup>近世有<sup>シ</sup>伯母と云ふ母の返<sup>シ</sup>  
形<sup>シ</sup>又母母伯母と伯母と云ふ事<sup>シ</sup>存<sup>シ</sup>り<sup>シ</sup>も<sup>シ</sup>復<sup>シ</sup>  
あり母手<sup>シ</sup>方<sup>シ</sup>聞<sup>シ</sup>女子<sup>シ</sup>  
文ある年中の書こ小笠原山城の  
り張をよあつてし書あり  
母もいかに<sup>シ</sup>母と云ふ事<sup>シ</sup>母名<sup>シ</sup>に<sup>シ</sup>母<sup>シ</sup>田舎<sup>シ</sup>色<sup>シ</sup>  
非<sup>シ</sup>も母も<sup>シ</sup>母母と云ふ事<sup>シ</sup>母と云ふ事<sup>シ</sup>  
に<sup>シ</sup>母も<sup>シ</sup>母母と云ふ事<sup>シ</sup>母と云ふ事<sup>シ</sup>  
人<sup>シ</sup>と云ふ事<sup>シ</sup>母と云ふ事<sup>シ</sup>母と云ふ事<sup>シ</sup>  
九十五 とう太郎 九十九

將軍家より所<sup>シ</sup>所<sup>シ</sup>と云ふ事<sup>シ</sup>母と云ふ事<sup>シ</sup>  
と云ふ事<sup>シ</sup>母と云ふ事<sup>シ</sup>母と云ふ事<sup>シ</sup>  
乃<sup>シ</sup>母母と云ふ事<sup>シ</sup>母と云ふ事<sup>シ</sup>  
將軍家より所<sup>シ</sup>所<sup>シ</sup>と云ふ事<sup>シ</sup>母と云ふ事<sup>シ</sup>  
中<sup>シ</sup>所<sup>シ</sup>と云ふ事<sup>シ</sup>母と云ふ事<sup>シ</sup>

明春正月十七日より協<sup>シ</sup>姑<sup>シ</sup>と云ふ事<sup>シ</sup>  
系<sup>シ</sup>勤<sup>シ</sup>と云ふ事<sup>シ</sup>母と云ふ事<sup>シ</sup>  
手<sup>シ</sup>号<sup>シ</sup>自<sup>シ</sup>日<sup>シ</sup>  
管<sup>シ</sup>領<sup>シ</sup>と云ふ事<sup>シ</sup>官<sup>シ</sup>判<sup>シ</sup>形<sup>シ</sup>と云ふ事<sup>シ</sup>

基<sup>シ</sup>及<sup>シ</sup>

右の<sup>シ</sup>と云ふ事<sup>シ</sup>母と云ふ事<sup>シ</sup>  
用<sup>シ</sup>扱<sup>シ</sup>と云ふ事<sup>シ</sup>母と云ふ事<sup>シ</sup>  
常用扱に當所<sup>シ</sup>取<sup>シ</sup>  
時代は元<sup>シ</sup>と云ふ事<sup>シ</sup>  
近<sup>シ</sup>と云ふ事<sup>シ</sup>母と云ふ事<sup>シ</sup>







丹波より此の夫なるをうけしは後より夫なるを  
用ぎてその丹波を征し申さるるものなりと云ふは後  
子も夫なるをうけしは子もあらずし夫なるは夫  
のひきこれゆゑの目も丹波のあつたをいふもいふ  
る又美敷の多岐とも申すもいふもいふもいふも  
うけしなり

百 両家系別之事

近世より人氏田流の墓目形は此小笠原が墓目と  
如此にいひしをいふもいふもいふもいふもいふも  
とも本よりいふもいふもいふもいふもいふもいふも  
あり小笠原は武田の流よりいふもいふもいふもいふも

あり両家ともいふもいふもいふもいふもいふもいふも  
う馬のうきお遠るなりと云ふ忠告は云ふ武田小笠原  
ともいふもいふもいふもいふもいふもいふもいふも  
いふもいふもいふもいふもいふもいふもいふもいふも  
中畧は言の遠ひに殊に何れも何れもいふもいふも  
故実云ふ武田の南家と云ふは遠るものなりと云ふもの  
夫のいふもいふもいふもいふもいふもいふもいふも  
ゆけの結のいふもいふもいふもいふもいふもいふも  
なり流のいふもいふもいふもいふもいふもいふもいふも  
物もいふもいふもいふもいふもいふもいふもいふも  
いふもいふもいふもいふもいふもいふもいふもいふも  
いふもいふもいふもいふもいふもいふもいふもいふも

るより唯口名の之をい階目しより之小笠原を二男  
宗あるに代々室所将軍に於けるの所階範よりせり  
れよりよりて南家とて南流との稱しをりるの之に  
此流をいひて棟梁とてしるされば此流のよりるの是に天  
下の公法こそかの流より皆私法之をよりるは小笠原の  
將軍宗子用さるるは流とは公法をとりて徳流の  
若くは攘くは私法をとりて徳をいふを傳へる  
るは近世より矢まか私法の变化多し一其術藝を  
の流に於て先師の教をとりて一より矢まかに制化付礼故  
宗よりあるは先師の私法に用まがらざるより之天下に公  
法を用ひて一

此冊子正月二日より一葉成りて初より草案を  
一法をいひて其宗と名はるる孫より授るるは

安永五年丙申正月十二日

伊勢平藏貞丈書





